

■別表2 助成対象外経費の科目

助成事業の実施方法により、下記表内の他科目から支出をする場合であっても、「対象外経費」に該当する内容と同一の経費については助成対象外とします。

科目	対象外経費
消耗品費	(1)助成対象経費に記載のない経費 (2)税込単価 1,000 円未満の少額のもの (3)税込単価 10 万円以上のも (4)自社製品(親会社、子会社、グループ企業等関連会社の製品を含む) (5)最低限の必要数を超える部分 (6)中古物品
購入費	(1)助成対象経費に記載のない経費 (2)自社製品(親会社、子会社、グループ企業等関連会社の製品を含む) (3)最低限の必要数を超える部分 (4)中古物品
委託費	(1)助成対象経費に記載のない経費 (2)工事に関する委託費 (3)業務の再委託費 ※委託事業者から別の事業者に主要な業務が再委託された場合、当該再委託に係る経費は助成対象外とする。
賃借料	(1)助成対象経費に記載のない経費 (2)最低限の必要数を超える部分 (3)レンタル契約にあたるもの
使用料	(1)助成対象経費に記載のない経費 (2)最低限の必要数を超える部分
共通	(1)社内環境の整備にあたるもの (2)システムの再構築にあたるもの (3)システムの冗長化にあたるもの (4)業務改善や効率化にあたるもの (5)システム開発・改修及び構築にあたるもの(パッケージへのカスタマイズやアドオンでの導入が伴うものも含む)